



会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規定は、一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(以下、「当法人」という。)定款第2章(会員)に関する規定を定め、Wリーグへの加入を目指すチームに門戸を広げ、トップリーグとしてバスケットボールの普及を図るとともに、機構が運営するWリーグ等の諸事業を円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会

(入会の条件)

第2条

当法人の会員になろうとする者は、以下の条件を具備するものでなければならない。

- ① 日本法に基づき設立された法人で、継続性のある安定した経済基盤を備え、毎年度行われる W リーグ及びその他の大会、行事(以下、「W リーグ等」という。)に参加が可能なこと
- ② 当法人の目的(定款第1章3条)に賛同し、目的に資するための諸事業に参加するのに適した統制された組織体制を有すること
- ③ 公益財団法人日本バスケットボール協会の定款、規約及びその他の諸規定を遵守していること
- ④ 現に日本バスケットボール協会に加盟し、全日本全国バスケットボール選手権、国民体育大会あるいは加盟する全国連盟が主催する全国大会に出場し優秀な戦績を収めていること
- ⑤ 最高水準の競技力のあるチームを保持し、毎年度行われる W リーグ等において、トップリーグにふさわしい戦績を挙げることが可能なこと

(入会の申請)

第3条

入会を希望する法人は、当法人に対し、所定の「入会申請書」を提出しなければならない。

(入会の調査)

第4条

当法人事務局は、前項の入会申請を提出した法人に関し、次の調査を実施する。

- ① 法人代表者からの聴聞
- ② 法人経営状態、財務状態等に関する調査
- ③ チーム戦力、選手育成等に関する調査
- ④ その他当法人が必要と認める事項の調査

(調査協力)

第5条

入会を希望する法人は、当法人が入会の調査を実施するにあたり、次の各号を遵守する。

- ① 特別理由がある場合を除き、調査に必要とする資料は提出しなければならない。

- ② 必要に応じて現地調査を実施する場合は、協力しなければならない。

(入会の審査)

第6条

理事会は、第4条の調査等の結果を踏まえ、入会の可否を本規定等により審議し、その結果を、入会を希望する法人に書面で通知する。

(入会金及び会費)

第7条

- (1) 会員は、入会に際し、当法人に対し、入会金 300 万円、会費(年会費)400 万円を納入しなければならない。
- (2) 会員は、会費(年会費)を、毎年、Wリーグ等のシーズンの始まる年の 6 月中に、当年度分を納入しなければならない。

第3章 会員

(会員の責務)

第8条

- (1) 会員は、毎年度行われる W リーグ(原則とし、毎年 7 月末日から翌年 3 月末日まで)等に必ず参加しなければならない。
- (2) 会員は、W リーグ等に参加することなく、会員資格を継続することはできない。
- (3) 会員は、W リーグ等に継続して参加できるよう、最大限の努力をしなければならない。

(W リーグ等に関する責務)

第9条

- (1) 会員は、参加する W リーグ等につき、必ず全日程を消化しなければならない。
- (2) W リーグ中に、全日程の消化が、困難となる事情が生じた会員は、日程途中での離脱を避けるため、あらゆる手段を講じなければならない。
- (3) 前項の場合において当該会員は、日程途中での離脱を避けるため、当法人の提案する諸施策に対し、積極的に協力しなければならない。

(W リーグ等への不参加)

第10条

- (1) W リーグ等への不参加を決めた会員は、直ちに理由を付して当法人まで届け出なければならない。
- (2) W リーグ等への不参加を決めた会員は、特別な理由がない限り、当法人を退会しなければならない。

(W リーグ等の日程途中での離脱)

第11条

- (1) 会員は、W リーグ等のシーズン前年7月以降において、参加が困難となる事情が生じた場合、速やかに当法人まで通知し、事情を説明しなければならない。
- (2) 前項の場合において、当該会員は、当法人と協力し、当該シーズンの全日程を消化しうよう、最大限の

努力をしなければならない。

- (3) 会員は、日程途中での離脱によって、当法人へ生じさせた一切の損害につき、責任を負わなければならない。

第4章 退会

(退会)

第12条

- (1) 会員は、所定の「退会届」をWJBLに提出し、社員総会の承認を得て退会することができる。
- (2) 退会届の提出は、参加しないWリーグ等のシーズンの前年6月末までに理由を付して行わなければならない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない特別の事由があると当法人が認めたときは、退会届を提出することによって、いつでも退会することができる。

以上

【 制定 】2015年7月23日

【 改訂 】2017年5月26日

以上